令和6年度国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は、世帯の国民健康保険加入者一人一人について算出した合計を、その世帯の年間保険料として、納付義務者となる世帯主名で通知しています。具体的には、下の表の(1)~(3)の組み合わせにより保険料が決まります。ただし、年度の途中で加入・離脱があった場合、資格のない月数分は年間保険料より控除されます。

国民健康保険料の料率

	計算方法	料率			
区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40 歳~64 歳)	
(1)所得割	基準総所得金額(総所得金額の合計-基礎控除額)× 料率	9.56%	3.12%	2.64%	
(2)均等割	国保加入者 1 人につき	35,040 円	11,167円	19,389円	
(3)平等割	1 世帯あたり	34,803 円	11,091 円		

医療給付費分【(1)+(2)+(3)】と後期高齢者支援金分【(1)+(2)+(3)】と介護納付金分【(1)+(2)】の合計額が1年間の保険料となり、賦課限度額は104万円【医療給付費分65万円+後期高齢者支援金分22万円+介護納付金分17万円】となります。

基準総所得金額の算出(下記の計算を世帯の一人一人で行います。)

1. 事業所得

収入金額 - 必要経費 - 専従者給与 - 純損失

事業者に専従者控除があった場合、事業者は専従者控除後の所得、専従者は給与収入としてそれぞれ所得割額の計算をします。

2. 給与所得

収入金額 一 給与所得控除額

3. 年金所得

年金受給額 一 公的年金控除額

4. 譲渡所得

【収入金額】 - 【取得費等経費】 - 特別控除額

長期譲渡所得等があった場合、特別控除を適用した後の所得で計算します。

* 上記で算出した総所得金額を合計して基礎控除額を控除したものが基準総所得金額となります。

国民健康保険の軽減

令和5年中の軽減判定所得が基準額以下の場合には、保険料の均等割・平等割が軽減されます。

10 12 0 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2					
基準額	軽減割合(均等割・平等割)				
43 万円 + 10 万円×(一定の給与・年金所得者数-1) (※1)	7割軽減されます。				
43 万円+29 万 5 千円×被保険者数 +10 万円×(一定の給与・年金所得者数-1)(※1)	5割軽減されます。				
43 万円+54 万 5 千円×被保険者数 +10 万円×(一定の給与・年金所得者数-1)(※1)	2割軽減されます。				

- ※1 波線部分については、一定の給与・年金所得者(次の①~③のいずれかに該当する方)が2名以上の場合の み計算対象となります。
 - ①給与収入額が55万円を超える方
 - ②65 歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
 - ③65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

未就学児の均等割の軽減

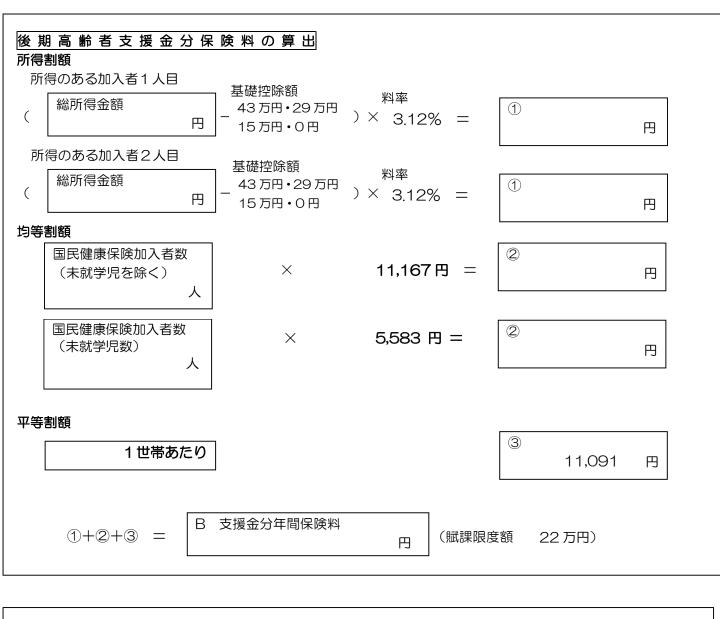
未就学児(0~6歳)に係る保険料の均等割について、5割軽減となります。 上記7割、5割、2割軽減該当の場合、軽減後の均等割からさらに5割軽減されます。

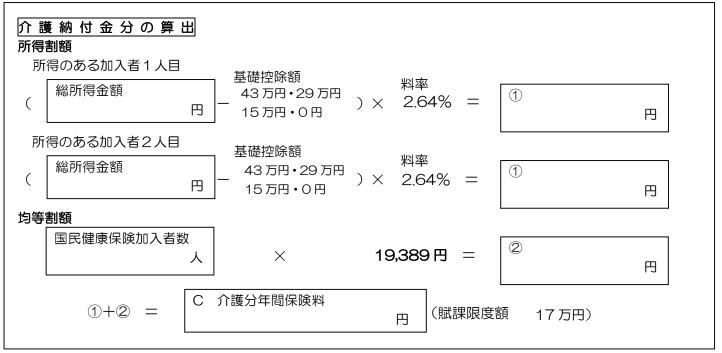
基礎控除額

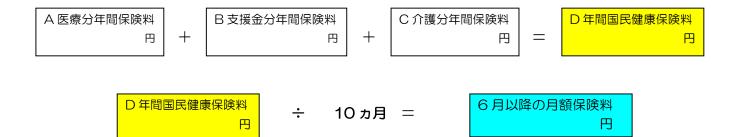
合計所得金額	市民税の基礎控除額		
2,400 万円以下	43 万円		
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下	15万円		
2,500 万円超	O円		

令和6年度(令和6年4月~令和7年3月)の、あなたの世帯の保険料を計算してみましょう。

医療給付費分の算	出		
所得割額 所得のある加入者1人目 総所得金額 円	基礎控除額 料率 - 43万円・29万円)× 9.56% 15万円・0円	% =	① 円
所得のある加入者2人目 総所得金額 (円 円	基礎控除額 43万円・29万円 料率 - 15万円・0円)× 9.569	% =	① 円
均等割額 国民健康保険加入者数 (未就学児を除く) 人	× 35,040 円	=	② 円
国民健康保険加入者数 (未就学児数) 人	× 17,520円	=	② 円
平等割額 1 世帯あたり			③ 34,803 円
1 + 2 + 3 =	A 医療分年間保険料	円	(賦課限度額 65 万円)







- ※所得割は、所得のある加入者全員の合算となりますので、3人目以降の方については、同様の計算を行う必要があります。
- ※計算した保険料は、加入月数等により実際と異なる場合がありますので、目安としてご利用ください。